

声明文

川内原発 1, 2号機の即刻停止と、伊方原発の再稼働中止を強く求めます。

4月14日夜熊本県益城町で震度7を観測した地震以降、熊本県及びその周辺地域では激しい揺れを伴う地震が続き、今なお収束の気配が見られません。亡くなられた皆様のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、負傷された方、避難されている皆様に、心からのお見舞いを申し上げ、一日も早く元の生活に戻られることを願っております。

今回の「熊本地震」は布田川断層帯・日奈久断層帯において発生したものとされています。そして、この断層帯は千葉県にもその末端がかかる日本最大の活断層「中央構造線断層帯」に連なるものであり、実際中央構造線に沿って広範囲に有感地震が発生し、さらに震源も東西方向に移動拡大しつつあることが気象庁からも指摘されています。

2011年3月11日の東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の大事故を経験した私たちは、今回の大地震に際し、現在わが国で唯一稼働している九州電力川内原子力発電所1号機2号機に対して強い不安を抱えています。川内原発はこの布田川断層帯・日奈久断層帯の延長線上にあるからです。川内原発立地点での震度は4、「異常が無かった」として停止することなく現在も運転は続行されています。

4月18日に開かれた原子力規制委員会の臨時の会合では、川内原発で観測された地震の揺れの加速度は最大で8.6ガルで、原子炉を自動停止する基準の1つになっている160ガルを十分下回り、「異常がみられない」ことが報告されました。しかし、地震は今も続いており、川内原発周辺もいつ何どき更に大きな地震に見舞われるか予断を許しません。「異常がみられない」として運転を続けていますが、「異常が起こって」からでは遅いのです。

更に、川内原発は、再稼働について新規ガイドラインに定められている「基準地震動」の検討に必要な「内陸地殻内地震」「プレート間地震」「海洋プレート内地震」のうち、「内陸地殻内地震」のみしか検討されていない「非合法」原発です。鹿児島県の地下深部には「海洋プレート」が存在し、1909年には宮崎県西部の深さ約150キロで推定M7.6の「海洋プレート内地震が」起こり、鹿児島県でも震度5を記録し、甚大な被害が出ました。こうした歴史的事実を、責任者である丸川珠代原子力防災担当大臣は全く無視しています。

「中央構造線」の延長上には、再稼働間近と言われている四国電力伊方原発が立地しています。震源が東に進んでいる中、伊方原発の再稼働は絶対行ってはならない愚行です。

人命よりも経済優先を是としている安倍政権に対し、私たちは、高浜原発運転差し止めを決定した大津地裁の決定文の次の一文を突きつけます。

「福島第一原子力発電所事故によって我が国にもたらされた災禍は甚大であり、原子力発電所の持つ危険性が具体化した。原子力発電所による発電がいかに効率的であり、発電に要するコスト面では経済上優位であるとしても、それによる損害が具現化したときには必ずしも優位であるとはいえない上、その環境破壊の及ぶ範囲は我が国を越えてしまう可能性さえあるのであって、単に発電の効率性をもって、これらの甚大な災禍と引換えにすべき事情であるとはいいがたい」

私たちは、再び甚大な災禍が起きることを防ぐために、今回の地震活動で危険が迫っている川内原発1,2号機の即刻停止と、伊方原発の再稼働中止、そして何よりも原発ありきが前提とされているわが国のエネルギー政策の根本的転換を強く求めます。

2016年4月19日

市民ネットワーク千葉県共同代表

入江 晶子

五十嵐智美

まきけいこ